

平成 25 年 8 月 26 日（月）

於・特許庁 16 階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会
第 1 回弁理士制度小委員会
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成 25 年 8 月 26 日（月） 10：00～11：40
2. 場 所： 特許庁 16 階 特別会議室
3. 出席委員： 野間口分科会長、相澤委員長、蘆立委員、飯田委員、城山氏（市毛委員代理）、河野委員、小島委員、櫻井委員、高倉委員、長澤委員、野坂委員、古谷委員、南委員、八木委員
4. 議 題： 開会
弁理士制度小委員会の議事の運営等について
これまでの弁理士制度見直しについて
弁理士法の施行状況について
今後のスケジュールについて
閉会

・ 開 会

○事務局 皆様、おはようございます。定刻前ではございますが、委員の方々もお集まりでございますので、ただ今から産業構造審議会知的財産分科会第1回弁理士制度小委員会を開催いたします。本日は大変御多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は事務局を務めております特許庁総務部秘書課長の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず本委員会の設置でございますが、7月1日付けの知的財産分科会において議決され、本日が第1回目の開催でございます。

本委員会の委員長につきましては、産業構造審議会運営規程に基づき、分科会長が指名することになっています。この規程に基づき、知的財産分科会長である野間口会長から相澤英孝一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授を委員長として御指名いただいています。

それでは、冒頭、野間口会長と相澤委員長から一言ずつ御挨拶をお願いします。

まず野間口会長、よろしくお願いいたします。

○野間口分科会長 皆様、おはようございます。座って挨拶させていただきます。

私は知的財産分科会の分科会長を仰せつかっていますので、その立場から出席させていただきます。相澤先生を委員長としてこの弁理士制度小委員会の議論が活発に進められますことを期待しております。

知的財産を取り巻く状況は、グローバル化の時代にあり、時代とともに変遷してきていると思います。我が国がこれから世界で頑張っていく、あるいは世界に貢献していくという点でもこの知的財産への取り組みは大変重要で、その重要性は年々増していると思いますが、それを支える弁理士の制度がより時代にマッチしたものになりますように、相澤先生を中心にしっかりと議論をしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○事務局 どうもありがとうございました。

委員長、よろしくお願いいたします。

○相澤弁理士制度小委員長 相澤でございます。おはようございます。

知的財産における人材の中心的な存在である弁理士の制度につきましては、試験委員としては十数年お手伝いをさせていただいております。前々回、前回の改正のときも委員として議論に参加させていただいております。5年後見直しという重要な契機でございますので、皆様の御意見を反映して良い審議ができるようにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様を御紹介いたします。お手元に委員名簿を配布しておりますので、そちらを御覧ください。

上から順番に野間口有分科会長、相澤英孝委員長、蘆立順美委員、飯田香緒里委員、市毛由美子委員、井上由里子委員、河野通洋委員、小島高城郎委員、櫻井武志委員、高倉成男委員、長澤健一委員、野坂雅一委員、古谷史旺委員、南孝一委員、八木貴美子委員、以上の15名の方でございます。

なお、本日は井上委員が所用のため御欠席です。また、市毛委員の代理といたしまして、日本弁護士連合会日弁連知的財産センター事務局次長・弁護士の城山康文様に御出席いただいております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、特許庁を代表して羽藤長官から一言御挨拶いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○羽藤長官 羽藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

日頃から特許行政に、皆様方に大変御協力と御理解を頂いておりますことを、まずこの場をお借りしまして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今回、弁理士法あるいは弁理士制度の在り方について、この場で御検討をお願いすることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

大正10年に弁理士法が制定をされ、そして我が国の知財政策、知財行政の中核を担ってくださいます弁理士の皆さん、関係する産業界・ユーザーとしての立場には大企業、そして中小企業、ベンチャー、個人と幅広いものがございます。総じて、繰り返しになりますけれども、グローバル化という中でいろいろな制度、仕組み、ビジネス、技術、どれをとりましたも高度化して複雑化して、国際化を遂げているということは言われて久しいものがあります。制度として、あるいはそれを担っていただく関係する立場の方々にも、その国際的な大きな流れの中で、よりスピード感を持って、場合によっては計算

された上でのある程度の時間を飲み込みながら物事を先へ進めていくという、そういう力を持つと同時に、技術や価値が我が国の経済、社会、日常生活をリードするという観点から、常に制度そのものについてもいろいろな見直しがされていかなければいけないものと思っております。

特許行政、知財行政は、特許の審査の迅速化という中で平成16年に大きな節目を迎えまして、弁理士法につきましては、その後17年、19年と改正を遂げてきたわけでございます。19年当時の改正法附則、それから附帯決議におきまして一定の見直しを行うべきということは御案内のとおりでございます。

知財立国の宣言が行われて10年、先般「日本再興戦略」、あるいは「知財基本方針」が定められたことも皆さん御案内のとおりでありますけれども、これからの10年を見据えていろいろな課題が特許行政、知財行政を取り巻いてございますので、是非その中核の1つをなすものとして弁理士の制度の在り方につきましてもここで集中的に御議論いただいて、状況が整い、論点が整いますれば、来通常国会には知財関連のいろいろな法改正のお願いを国会にしていかなければならない案件がたくさんございますので、その中の1つの重要な柱として弁理士制度につきましても国会で御議論をいただく、そういうスケジュール感を持って今回の御議論をお願いしたいと思っております。

長くなりましたけれども、是非1つの節目として年末を目標に、時間は限られてございますけれども、御多忙の中お時間を頂きますが、どうぞよろしく願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、皆様のお手元でございます配布資料を確認させていただきます。

本日の配布資料は座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1「弁理士制度小委員会の議事の運営等について（案）」、資料2「これまでの弁理士制度見直しについて」、資料3「弁理士法の施行状況について」、資料4「今後のスケジュールについて（案）」、参考資料1「平成19年法改正の附則及び附帯決議」、参考資料2「平成24年度特許庁産業財産権制度問題調査研究『今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書』（一般財団法人知的財産研究所）のアンケート結果概要について」、参考資料3「知的財産政策ビジョン及び知的財産推進計画2013（抄）」の7点でございます。不足等はございませんでしょうか。

もう一点お願いがございます。これから先、御発言をなさる際にはお手元のマイクの

スイッチをお入れいただき、マイクを近づけて御発言いただくようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○相澤委員長 よろしゅうございますか。

・弁理士制度小委員会の議事の運営等について

○相澤委員長 それでは、議論に先立ちまして、本委員会の議事の運営等について、事務局から説明を伺った上、皆様の御同意を得ておきたいと思えます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、早速資料1を御覧いただければと思えます。「弁理士制度小委員会の議事の運営等について（案）」ということで御用意いたしました。

まず最初でございますけれども、本委員会では委員各位の率直かつ自由な意見交換を確保するために、会議自体の一般の傍聴を認めないこととしたいと考えています。

また2つ目でございますが、産業構造審議会運営規程に基づきまして、会議又は会議録を原則公開することとなっておりますので、会議終了後に配布資料、議事要旨及び議事録を特許庁ホームページに掲載することといたします。議事要旨は速やかに、そして議事録は発言者の氏名を記載して、皆様に御確認いただいた上で公表することとしたいと考えています。なお、特段の事情がある場合には配布資料等につきまして、一部又は全部を非公開とすることとしたいと考えています。

また、必要に応じて委員以外の者を本委員会に招聘し、意見を聴くことができるとしたいと考えています。

以上が事務局の御用意した案でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

本委員会の運営等に関するただ今の事務局の説明につきまして、御異議等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思えます。

・これまでの弁理士制度見直しについて

・弁理士法の施行状況について

○相澤委員長 本日の議題はこれまでの弁理士制度の見直しについてと弁理士法の施行状況についてでございます。事務局において整理しておりますので、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2、資料3に基づきまして御説明いたします。

まず資料2からでございます。冒頭の御挨拶にもございましたように、この委員会は5年見直しということで始めていますので、これまでの累次の法改正の見直し結果がどのように機能しているかといったことのレビューから入るという趣旨で、事務局からまず資料2、3を御説明させていただくものでございます。

資料2でございますが、これまでの弁理士制度見直しについてまとめています。これまで平成12年、14年、17年、19年の法改正が行われてございますけれども、それらの趣旨を3つ、1つ目は「活動領域の拡大」、2つ目は「量的拡大」、3つ目は「質的向上」、この3本の柱に整理し直しまして分析していきたいと考えています。

その前に1ページの四角の下のほうでございますが、ざっとこれまでの法改正のそのときどきの背景についておさらいをさせていただきます。

まず平成12年法改正でございますが、大正10年以来の80年ぶりの大改正と言われていたわけでございます。平成11年の工業所有権審議会知的財産専門サービス小委員会におきまして、知的財産の戦略的活用の促進といったことが全体の課題として挙げられる中、弁理士はこうした知的財産の戦略的活用を支える中核人材として期待されるけれども、その量は極めて少ない、また知的財産の契約、紛争処理等の場面における活動が十分にできていないことなどが指摘されました。また、規制緩和推進3か年計画におきましても、業務独占規定・業務範囲の見直し、法人化の解禁を含めて弁理士制度の改革が早急に求められていたところでございます。このような背景事情をもとに、平成12年法改正が行われまして、下の幾つかの丸に書いてございますけれども、輸入差止手続代理権の付与、ライセンス契約代理業務等の業務の拡大、明確化、また弁理士試験制度の抜本的な改革、弁理士事務所の法人化の解禁といった改正が行われたところでございます。

続きまして、2ページにまいりまして、平成14年法でございますけれども、知的財産関連の侵害訴訟件数が急増する状況におきまして、産業界等から訴訟代理人の質的・量

的拡大による紛争処理サービスの充実・強化が強く要請されていたところでございます。これを受けまして、弁理士に対して工業所有権等に関する侵害訴訟代理権を付与することとしたというのが平成14年法でございます。

続きまして、飛びまして下のほうの平成19年法改正でございます。これは先ほどの80年ぶりの大改正の平成12年法改正附則の5年後見直し規定に基づきまして見直しを行ったものでございます。次からの丸に幾つか書いてございますとおり、業務範囲の拡大、また弁理士試験の試験科目の一部免除制度の導入、また自己研鑽を怠り不適切な行為を行う弁理士による悪影響を解消し、また合格者数の増加に伴いまして相対的にOJTの機会が減少することで実務経験が乏しい弁理士が増加しているのではないかと、そういった指摘を踏まえまして、弁理士登録前及び登録後の研修を義務化したということでございます。その他、特許業務法人及び事務所内の仕事の整序につきまして規定を設けたところでございます。

これらがこれまでの累次の改正の大きな流れでございました。

続きまして、4ページ以降に3つの柱に従いまして少し整理をさせていただきますので、御覧いただければと思います。

まず活動領域の拡大でございます。これはこれまで累次の法改正におきまして必ず問題になってきたところでございます。平成12年、14年、17年、19年法改正によりまして法定業務の範囲が順次拡大されて、様々な業務に対応できるようになっています。列記のとおりでございますけれども、これらについてどういった取り組み状況になっているのかということでございます。

2段落目の平成24年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書」というものを昨年度の私どもの事業で行いまして、そこでアンケート、ヒアリングなどを行ったところでございますが、そのアンケート調査によりますと、追加されたこれらの業務のうち外国出願関連業務については弁理士の活動実績も豊富にある、また業務を依頼したユーザーの評価も国内出願関連業務に対する評価と比べて遜色がないものとなっております。その他の業務については残念ながらわずかな活動実績しかないところでございますけれども、依頼したユーザーの評価は概ね良好という結果が出ています。

またヒアリング調査などによりますと、多くの弁理士は出願関連業務を中心に行っているけれども、ライセンス契約関連業務を中心にするようになった事務所、また中小企

業へのコンサルティング業務を中心に行うようになった事務所、また訴訟関連業務を強みにしている事務所なども現れてきているといったヒアリング結果が出ています。

次の5ページのグラフを御覧ください。これは弁理士の方々に対し、どのような業務に、何時間ぐらい取り組んでいますかといった実感に基づくアンケートを行ったものです。一番上の円グラフですが、出願関連業務とその他の業務ということで言うと、出願関連以外の業務が22%ぐらいではないかといったようなトータルでの結果が出ています。また下が、出願関係業務のうちどういったものが多いのかといったことを全部足し上げてみたものでございますけれども、国内特許出願関係が59%、外国特許出願関係がそれに次いでおりまして22%ということになっています。

5ページの下の方にヒアリング結果として非常に処理件数の多い事務所などにヒアリングした結果を挙げてございますが、一番上の丸でございまして、売上の大半はいずれにしろ出願関連業務に対する報酬であるといったこと、それから2つ目の丸ですけれども、近年、外国案件が業務に占める割合が大きくなっている、こういったようなヒアリング結果をまとめたところでございます。

続きまして、6ページでございます。アンケート結果を抜粋して載せてございますけれども、一番上のところですが、「外国出願関連業務を依頼した結果はどうでしたか」といったような質問を知財協の会員企業、また中小企業のうち知財関連で頑張っておられる企業等にアンケートした結果でございますけれども、期待したとおりの業務を行ってもらえたというところが5割を超えています。また、「付記弁理士の知見が有効でしたか」といったような質問もしていますけれども、有効だったという答えが出ています。

続きまして、7ページに移らせていただきます。量的拡大といった側面について検証してございますので、紹介させていただきます。まず総量の不足感ですけれども、この(1)の第一パラグラフの下の方に書いてございますが、平成12年法改正による新試験が始まった平成14年から今年6月までの弁理士の総量は約2倍になっているということでございます。その上で、一番下のパラグラフでございますけれども、現在、弁理士の総量に不足感があるといった指摘があるかということ、そういった声は全く聞かないわけではないけれども、特段出されていないということです。この間、弁理士の数は、下の参考を書いてございますとおり、14年から25年までに5,121人から1万156人になってございます。他方、特許の出願件数は同じ期間では、下のグラフの青い棒グラフでございますけれども、平成17年をピークにしまして減少してきているという状況が

見てとることができます。

続きまして、8ページに移らせていただきます。外国との量的な差について論じてございます。弁理士に関しましては国際的に統一された資格があるわけではありません。また各国で弁理士に相当する資格者が扱える業務範囲、専門性、独占性も違ってきます。そういった中で資格者の量だけで厳密に国際比較することは困難でございますけれども、先ほど御紹介いたしました平成12年法改正の検討のときには、米国と日本を比較した場合の人口当たりの弁理士数に大きな差があった、こういったことをもとに法改正に臨んでいます。これを是正すべきと当時はされておりました。この差につきましては、近年是正されつつありますが、平成24年時点で人口当たりの弁理士の数は米国が日本の1.86倍多く、依然としてこの観点からすると大きな差があります。上の四角に「人口当たりの弁理士数の日米差」とありますが、平成14年当時2.08倍、これが1.86倍まで下がってきているということです。

下のグラフでございますが、一番上に出ているのが赤い米国のグラフです。これはPatent AgentとPatent Attorneyの数を足したものですが、米国は着実に増えているということです。

また、次の9ページの上のほうのグラフは、日米の出願件数と弁理士一人当たりの出願件数を比較しています。弁理士一人当たりの出願件数ですが、米国につきましては、この折れ線グラフの黒三角のところですが、基本的にずっと横ばいで来ている。これに対して日本は弁理士の数が増え、また出願件数の変化に基づいて着実に一人当たりの出願件数は減ってきているということです。

続きまして、地域偏在についてです。9ページの下半分ですが、平成12年法改正の検討時には弁理士ゼロ地域が存在していました。現在、弁理士ゼロ地域は解消されたところですが、増員された大半の弁理士が大都市に定着しており、地域偏在は依然として残っています。

10ページの上の表を御覧ください。主たる事務所所在地における弁理士の人数ということで、平成11年当時は青森、島根、佐賀は弁理士が一人もいない県でしたが、それらは解消されたところです。他方、同じ期間に、東京につきましては2,814人から5,446人、大阪については595人から1,523人と非常に多くなっているところです。

9ページの下半分には、こういったことを踏まえて企業に対するヒアリングなどを行った際の結果を列記させていただいています。複数の弁理士が在籍する特許事務所のほ

うが様々な技術に対応でき安心できる、あるいは海外出願や侵害訴訟にも安心して対応を任せられるということで、地元にいる弁理士を使わずに、結局大都市の弁理士を使っているといったヒアリング結果が出ています。このようなコメントを踏まえ、地域偏在を解消するために単に弁理士の量的拡大を図ったとしても大都市の事務所と同等のサービスというのが提供できなければ顧客がつかず、地域に定着することは難しいといった可能性が示唆されているところです。

なお、全くの御参考ですが、外国を主たる事務所として日本の弁理士登録をしている弁理士数の増加が見られているところでございます。これが10ページの下グラフでございます。北米州、欧州、アジア州などにおきまして、主たる事務所を構えつつ日本に弁理士登録している方が増えているといったことが見てとれるところです。

11ページに移らせていただきます。先ほど申しましたように、特許の出願件数自体は減少しているわけですが、それだけでは測りきれない需要の変化、増大もあるところです。そういった点について紹介させていただきます。

まず11ページ上半分のグラフは、特許出願1件当たりの平均キロバイト数を特許庁として算出しましてまとめております。平成17年から平成24年まで、7年間で1.9倍ぐらいになっています。特許出願1件当たりの情報量がいかに増えているかを示すものです。背景に技術の高度化・複合化といったことが存在しているのではないかと考えています。

11ページの下の方ですが、近年、こうした業務の増加に対応するために弁理士を多数擁する事務所が現れてきています。そのような事務所で増員された弁理士の多くが、近年弁理士資格を取得した者だということも、ヒアリング等から分かっているところでございます。

12ページのグラフを御覧いただきたいと思います。所属弁理士人数別の事務所数というカラーのグラフが中段に書いてあります。一人事務所というのが圧倒的に多いわけですが、10人以上15人未満、あるいは15人以上といったような弁理士を擁する事務所も非常に増えているところです。ここに数字を書いておらず恐縮ですが、この平成14年から24年までの期間で見ると、10人から15人といったところが19カ所から70カ所、およそ3.7倍、また15人以上の大規模な事務所の数も24事務所から73事務所、およそ3倍になっており、非常に増えているということでございます。

11ページの一番下のところでございますが、あわせて、公的窓口における無料相談件

数が増加しています。中小企業等からの需要は潜在的にはまだまだ大きいのではないかとということが垣間見られるのではないかと考えています。

12 ページの一番下に、東京都知財総合センターの相談事業の実績が書いてございますけれども、平成 16 年度につきましては 3,000 弱であったところが、23 年度には 5,000 強ということで、件数は非常に増えているところでございます。

続きまして、13 ページです。多様な人材の参入といったこともこれまでの弁理士制度改革が目指してきたところですが、その結果について少しレビューをしています。まず会社員の弁理士試験合格者数は増加しています。下の参考という四角にありますが、平成 14 年から 24 年まで、会社員である合格者が 177 名から 340 名と、およそ 1.9 倍になっています。その結果、企業内弁理士（インハウス）が現在約 2,000 人に増加しています。真ん中辺のカラーのグラフですが、赤い四角の折れ線でインハウス弁理士の比率をあらわしています。平成 14 年に 11.3%であったものが 24 年には 20.5%まで上がっているところです。また他資格保持者の参入も増加しており、下の参考の四角ですが、他資格保有者、これは行政書士、技術士、情報技術者試験合格者、薬剤師等ですが、こういった方々は 78 名から 139 名と、約 1.8 倍に上がっているところです。他方、学生や 20 歳代の若い人材の参入は必ずしも進んでいるわけではなく、この下の参考の四角にありますとおり、平均年齢も 34 歳から 36.7 歳と上がっているところです。

続きまして、14 ページに移らせていただきます。競争によるサービスの向上ですが、平成 24 年調査によりますと、弁理士の量的拡大が進んだことで競争が激化して、その弊害でユーザーに対するサービスが低下しているといった指摘は特段見られなかったところです。他方、外国出願関連業務や紛争関連業務についてのサービスを向上させている事務所、あるいは出願書類の品質管理を徹底している事務所など、エッジの尖った取り組みを始めている事務所も現れており、競争によるサービスの向上も進んでいるのではないかという意見も出たところです。

他方、下の四角にございますけれども、商標出願などについては価格競争が進んでおり、平成 15 年と 21 年の商標出願、1 商標、1 区分の報酬総額を比較したところ、11 万 2,398 円から 6 万 9,536 円と下がっているといった結果が弁理士会のアンケート調査結果から見てとれるところです。

続きまして 15 ページです。質的向上についてまとめています。平成 12 年以降の制度見直しの弊害で弁理士の質が低下し、ユーザーに不利益が生じているとの指摘は特段な

いところ。平成 22 年度に特許庁が行ったアンケート調査の結果を下の円グラフに書いていますが、変わらない、あるいは分からないといった回答が多数を占めています。また、同じアンケート調査で、30 代以下の若手弁理士の条約に関する知識・知見に対する評価は、ベテランに比べて特に低くないという結果が 16 ページにあります。こちらは平成 22 年調査で 30 代以下の弁理士、あるいは 40 代以上の弁理士に対するユーザーの評価を比較したものです。概して、全てベテランの評価が高いわけですが、項目別にベテランと若手で著しく差があるわけではないというところ。です。

15 ページの下の方に戻っていただきます。いろいろなヒアリング結果、例えば 24 年度調査などでもいろいろなヒアリング結果がありましたが、15 ページの下の方のパラグラフでは、弁理士の専権業務である出願代理について、最優先事項として業務の質の向上を求める声、あるいは知財コンサルとしての能力を弁理士に期待する声などもあったところ。です。また中小企業等に対してワンストップサービスの提供を行うことができない弁理士がいるのではないかとといった指摘や、弁理士の能力のばらつきが大きいという指摘なども、24 年度調査では感知されたところ。です。

さらに、弁理士の選択については、弁理士個人よりも幅広い技術力を有し、事務的な管理能力に優れた特許事務所の組織力を重視するといった声もヒアリングの中からは聞こえてきたところ。です。

以上、そういった声は 18 ページの辺りにまとめてありますが、省略をさせていただきます。

続きまして、足早で恐縮でございますが、資料 3 について少し触れさせていただきます。

資料 3 は弁理士法の施行状況について、法律に書かれた順番に従って整理し直したものです。幾つか統計データがありますので、既に御覧になっている前提で簡単に紹介させていただきます。

まず 1. 弁理士の業務、出願手続等の代理につきまして、施行状況の 1 つ目の大きな塊の下の方ですが、平成 24 年において弁理士を代理人とする特許出願は全体の出願件数の約 90%、また実用新案、意匠及び商標登録出願についてはそれぞれ約 70%が弁理士を代理人とした出願であったということです。

また、PCT 国際出願件数などが急激な増加傾向を示していますが、弁理士を代理人とする PCT 国際出願、あるいは商標の国際登録出願はそれぞれ全体の出願件数の約 90%と

ということで、弁理士を代理人としてこういったものを処理されていて、そういった傾向は変わらないことが2ページのグラフなどに現れています。

続きまして3ページです。税関における差止手続の代理、これも追加された業務であったわけですが、(2)②の施行状況でございます。下のグラフにあるとおり、平成24年の税関における輸入差止件数は過去最高でした。弁理士が代理した件数がどれぐらいなのかといったデータがないのですが、平成24年の調査の弁理士向けアンケートによりますと、過去にこの差止手続の代理を受任したことがある弁理士は8.3%であったということです。

続きまして4ページ、裁判外紛争解決手続の代理です。施行状況のところですが、この裁判外紛争処理の申立件数も、下のグラフにあるとおり、件数が多いわけではございません。裁判外紛争解決手続の代理を受任したことのあった弁理士数は、アンケートによれば大体7.4%ぐらいであったということです。

続きまして、4ページの下の方の(4)の契約の代理、外国出願関連業務等を見ていただきたいと思っております。施行状況のところでございますけれども、これも平成22年のアンケート調査に頼っていますが、弁理士の受任する業務のうち、出願代理業務に次いで外国出願関連業務の受任割合が特に高かったことが、下のグラフに現れています。こういった業務を受任しましたかということをお願いいたしますけれども、赤枠で囲われてございますが、外国出願関連の業務が46.6%とかなり多くなっています。また、工業所有権に関する契約関連業務については、頻度は高くないものの、一定の割合、16.9%は受任されていたということです。また、グラフはありませんが、ユーザーによる依頼実績においても出願代理業務が87.4%、外国関連業務が70.7%ということで、外国出願関連業務というのは非常に大きなウェイトだったということです。

続きまして、6ページです。裁判所における補佐人業務ですが、こちらにつきましては下のほうのグラフに示されています。これも件数は決して多くないのですが、弁理士が補佐人となった知的財産民事訴訟の事件数とその割合は、年々減少しているということです。

続きまして、6ページの下の方です。(6)特許権等の侵害訴訟の代理です。こちらについては、まず7ページに付記登録弁理士の数の推移を書かせていただいております。これは赤い折れ線グラフですが、付記登録弁理士数は着実に伸びており、平成24年で2,753名ということで、約3分の1の方がなさっているということです。

それから、7 ページの一番下のところですが、弁理士を特定侵害訴訟代理人とする事件は当初は 10%程度であったが、平成 21 年には 53%を占めたということが次の 8 ページの弁理士が共同訴訟代理人となった裁判例の件数と割合のグラフに示されています。平成 21 年が 53%と多く、その後また少し横ばいになっているところがございます。

(7) 特定不正競争についても少し触れさせていただいています。②の施行状況のところ、アンケート調査によると、特定不正競争を弁理士に依頼したことがあるユーザーは約 6%となっています。

続きまして、9 ページです。弁理士試験について簡単にまとめています。9 ページの下の(2)の施行状況のところですが、平成 12 年法改正に基づく弁理士試験は平成 14 年度から実施されております。受験志願者数は、平成 14 年度の 7,176 名から 20 年度の 1 万 494 名をピークにして、24 年度には 7,930 名となっています。合格者数のほうは 14 年度の 466 名から 21 年度の 813 名をピークに昨年度(24 年度)は 773 名となっているところです。これらにつきましては 10 ページの上のほうのグラフに書かせていただいたとおりでございます。

続きまして 10 ページの真ん中、3. 研修制度です。これも先ほど申したように義務的研修を 19 年度改正で導入したところです。(2)の施行状況のところの中段あたりですが、まず実務修習につきましては、平成 25 年度末時点で、これまで累計で 3,628 名の方がすでに受講しています。次に継続研修につきましては、これまた多くの方が 5 年ごとに 70 時間以上という研修を受けられていますが、あいにく未修了者数が 58 名ほどいらっしゃるということが分かっています。

続きまして 11 ページでございます。4. 弁理士の職責・義務に係る規定でございます。平成 12 年法改正で、弁理士の職務を国民が直接監視する機会を設けることを目的として、広く何人からも経済産業大臣に対して弁理士の懲戒請求ができることとしたところです。

(2)の施行状況でございますけれども、こうした平成 12 年法改正の施行から本年 3 月末日現在までの懲戒請求件数は合わせて 44 件、懲戒処分実績といたしましては戒告が 1 名、業務の禁止が 2 名です。また、同期間における弁理士会による会員処分実績は戒告 23 件、2 年以内の権利停止が 9 件、産業経済大臣への懲戒請求が 2 件、退会が 10 件といったことになっています。

続きまして、5. の特許業務法人制度です。こちらは平成 12 年法改正で法人化を解禁し、また平成 19 年法改正で指定社員制度を導入したところです。施行状況につきまして

は次のページのグラフにあります。特許業務法人の数と所属者数の推移ということで、非常に着実に単調な右肩上がりで特許業務法人あるいは所属者数が増え、平成 24 年で特許業務法人が 177 法人となっています。それから、11 ページの下のところですが、指定社員制度の利用件数は、アンケートによると 29 件と、まだ非常に少ない状況です。

それから、12 ページの下の方、情報公表制度でございます。日本弁理士会ホームページ内の「弁理士ナビ」におきまして地域別、専門分野別、あるいは取扱業務別に弁理士を検索することができるシステムを無料で提供しておりますが、そのアクセス実績を書いてございます。1 か月累計で、昨年 12 月の 1 か月において 1 万 9,110 件というアクセスが弁理士ナビにあったといったことを紹介させていただいております。

続きまして 13 ページ、地域中小企業に対する支援です。平成 23 年 4 月から実施している「知財総合支援窓口」におきましては、弁理士の方々にもいろいろと御活躍いただいております。具体的に分けてはいたしません。平成 23 年度の相談件数が 10.1 万件、24 年度にはさらに 1 万 8,000 件増加し、11.9 万件であったということでございます。

また、同じページの中ほどに弁理士会が独自になさっていることについて御紹介させていただきます。弁理士会では全国に 9 カ所の支部を設けられ、支部窓口での無料相談は、平成 24 年度の実績で 2,780 件になっています。また、中小企業等を対象としたセミナー等も開催していただいております。また、経済的事情によって特許制度を活用することができない個人や中小企業に対し、所定の要件を満たすことを条件に、手続等に要する費用、弁理士及び特許庁に支払う費用、又はその双方について、その全部又は一部の援助を行う援助制度も実施しておられ、平成 24 年度で 56 件の方が利用されたということです。

以上、資料 3 について、駆け足で御紹介させていただきました。

この機会に、参考資料についても御紹介させていただきたいと思っております。

参考資料 1 では、先ほど冒頭の挨拶でもございましたが、今回皆様に御議論いただききっかけとなった平成 19 年法改正の附則及び附帯決議について記載しております。

まず上の四角は、平成 19 年法改正のときの附則第 6 条です。読み上げさせていただきますけれども、「政府はこの法律の施行後、5 年を経過した場合」、これが本年の 4 月 1 日ですが、「経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」。これが今般、皆様方に御依頼申し上げて議論していただく一番の大もととなっ

ているものです。

その下に、平成 19 年法改正のときの参議院の附帯決議について書かせていただいています。当時、19 年法改正を国会で決めていただくに当たり、委員会から特にどのような観点が必要かという点でございまして、

1 点目は、新しく導入される登録前実務研修について、特に実務能力や倫理観という弁理士に必要な資質を十分担保できるようにカリキュラム及び受講時間を決定するという点です。また、一の後段ですが、工業所有権に関する条約が論文試験の出題範囲に含まれることを明確にする措置を検討すること、とあります。これら 2 つにつきましては、省令で平成 20 年当時に既に措置済みです。

2 点目として、弁理士の名義貸しの禁止が平成 19 年法改正で定められ、弁理士の事務所におられる補助員の業務に関するガイドラインを整備するなどして適正に運用されるようにすることが書かれています。これも弁理士会にガイドラインを御整備いただいているところでございます。

3 点目として、特定侵害訴訟代理制度における弁理士の受任等の在り方を含めた弁理士の積極的活用について引き続き検討すること。また弁理士の一人法人制度の導入、その他の残された課題を含め、弁理士制度の在り方について知的財産をめぐる国内外の動向や利用者のニーズを踏まえ、幅広い観点からさらに検討を行うこと。この項目が今回の私どもが皆様にお願ひする検討につながっていると考えています。

4 点目として、大企業のみならず中小企業において、また大都市圏以外の地域においても弁理士のサービスが十分受けられるようにするために、弁理士会と連携を図り、必要な措置を講ずること。これについては、先ほど中小企業等に対する支援のところで御紹介したような措置が行われているところでございます。

裏面は、衆議院の委員会の附帯決議を御紹介しています。

1 点目は、知的財産人材の育成に努めるため、公的支援も考慮しつつ必要な措置を講ずること。これは INPIT なども含めて、また弁理士会とも協調しながらいろいろなことをやっております。また、登録前研修における弁理士に必要な能力の担保、及び定期的義務研修についての制度設計云々については、先ほど御紹介したように既に手当てがされているところでございます。

2 点目は、弁理士試験の一部免除について、受験者の負担軽減が弁理士の資質の低下を招くことのないよう十分配慮すること。これらも踏まえた上で制度を運用していると

ころでございます。また、その後段でございますが、工業所有権に関する条約が論文試験の出題範囲に含まれることを明確にするための措置、これは先ほど御紹介しましたように、省令で手当てされています。

3点目は、弁理士の補助員の業務に関するガイドラインの整備、これも既に弁理士会により手当てをされています。また、弁理士に対する経済産業大臣による懲戒や日本弁理士会による処分について、それぞれの措置の運用基準を整備すること、これも手当て済みです。

4点目は、特定侵害訴訟制度における弁理士の受任等の在り方を含めた弁理士の積極的活用について、訴訟代理の状況や利用者のニーズを踏まえつつ、引き続き検討を進めることということで、これが今回の検討につながっている点でございます。

5点目は、地域において弁理士に関する情報提供を含め、地域中小企業の活性化など各種の取り組みに弁理士が積極的な関与し得るための施策の実現ということで、先ほど資料3の最後で御紹介させていただいたような取組をしているところでございます。

以上が参考資料1の御紹介でございました。

参考資料3に移らせていただきます。今まで、弁理士制度をめぐるこれまでの改革のレビューということを中心に資料で御紹介しましたが、参考資料3は、それとは別に、今、弁理士制度に対してどのようなことが求められているのかを御紹介する観点から御用意させていただきました。この6月に知的財産戦略本部がまとめました「知的財産政策ビジョン」及び「知的財産推進計画2013」でございます。

まず、上の「知的財産政策ビジョン」においては、海外における知財活動支援の項目におきまして、弁理士を含む知財人材の活用を掲げています。また、2つ目の丸ですが、世界を舞台に活躍できるグローバル知財人材の育成の項目におきまして、グローバル競争時代における企業の事業活動に資する弁理士を始めとした専門家の育成・確保を図る、とあり、当然のことながら、弁理士もそういったグローバルな対応のための重要な人材として育成・確保が図られるべきものということが書かれています。

次に、下の「知的財産推進計画2013」です。1点目に、在外における現地サポート体制の強化として、弁理士の活用も視野に入れて大使館やジェトロなどの在外における支援の体制や取り組みの強化を図ること。それから、2点目が今回、特に私どもと関係があるところでございますが、弁理士制度の見直しとして、中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保や、グローバル対応能力の確保の観点から弁理士の資質のより一

層の向上を図るため、弁理士試験制度や研修制度を含む弁理士制度の見直しを行う。このように、「中小企業」、「グローバル」といったキーワードが提示されているところです。またその下でございますが、中小・ベンチャー企業の総合支援体制の充実、知財総合支援窓口における弁理士の一層の活用、アジアを含む海外知財情報を提供できる体制の整備、等が謳われています。一番下ですが、知財人材によるコンサルティングを促進するための環境整備の項目では、研修の場などを通じて弁理士と中小企業診断士との連携を強化するといったことも謳われています。

大変長くなりましたが、以上が事務局の御用意させていただいた資料です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局の説明を踏まえまして議論に入りたいと思います。御自由に御意見をお願いいたします。どうぞ、どなたからでも。

では、古谷委員、次いで高倉委員、お願いします。

○古谷委員 この度、弁理士制度小委員会において弁理士制度の平成19年の改正以来5年後見直しということで御議論いただくことになりましたことを、まずもって感謝申し上げます。

その上で申し上げたいことを1、2点述べさせていただきます。先ほど野間口分科会長、それから羽藤長官からお話ございましたが、我が国の産業復興のために安倍政権において技術立国、そして知的財産立国の再興をオールジャパンで成し遂げるのだということの指摘がございました。また、それに続く知的財産推進計画では、まさに世界に向かって羽ばたく中小企業、あるいは呼び込まなければいけない中小企業その他ベンチャー企業、こういったところに対してどういうサポート体制ができるかということも重要なファクターだということの指摘がございました。まさに先ほど御説明、御指摘のあったように弁理士は知的財産制度を側面から担う人材の主たる役割を担っておるわけですから、ここにもスポットを当ててしっかりとした弁理士制度の見直しを是非していただきたい。平成19年度に行われた法改正、それによる見直し、これは当然のことながら行わなければいけないけれども、政府がこういう形で日本の産業復興のために知財立国を目指すのだ、再興するのだという指摘、あるいは覚悟を決めたわけですから、そのことも踏まえて弁理士制度の見直し、先ほど言われた「中小企業」、「グローバル化」、こういうキーワードをちりばめた弁理士制度の見直しにもスポットを是非当てていただきたい議論を進めていただきたいと思います。それが第1点。

それから第2点は、先ほど資料の御説明がございましたけれども、特に気にかかる点は参考資料の1、その前に資料の2を御覧いただきたいと思います。15ページですけれども、この書き出しのところで平成12年以降の弁理士制度見直しの弊害で弁理士の質が低下し、ユーザーに不利益が生じているとの指摘は特段ないと書かれてあります。下に円グラフがあって、弁理士の質の変化に関するユーザーの印象ということで、高くなったというのはわずか2%、むしろ低くなりましたというのが15%を占めています。ここに実はかなりウェイトがかかった説明でなければいけないと思うのですが、変わらない、分からないを通して余り変化がない、質的低下が懸念されるようなことは生じていないということをおっしゃられますけれども、少し違うのではないかと私は思っております。

それから参考資料1ですけれども、参議院の経済産業委員会の附帯決議で、特に四のところに、やはり平成19年度の見直しをしたけれども、実はこういう点にもスポットを当てて議論して、改正の必要があれば改正しなさいということがまさに参議院経済産業委員会の附帯決議、あるいは次のページの五の衆議院の経済産業委員会の附帯決議にも示されておりますので、是非その点、お含みおきいただき、議論を高めていただきたいと思います。お願い申し上げます。

ありがとうございました。

○相澤委員長 ありがとうございました。

高倉委員、どうぞ。

○高倉委員 他に発言する方がなければと思って思わず手を挙げたので、他に優先する御発言があれば順番を回していただいても結構なのですが、初めに今回の弁理士制度の見直しの議論は、19年の改正からちょうど5年もたったという意味でも非常に時宜を得たものであります。同時に知財推進計画2003年から10年、あるいは日本再興戦略の中でも知的財産を活用したフロンティアの拡充等々力説されているところでもあります。そういった点でもこの議論のタイミングは時宜を得たものではないかと思っております。事務局のほうから過去数年にわたる詳細な報告を頂きまして、ありがとうございました。

この機会に今後の議論の方向性についてコメントをさせていただくとすれば2点あって、1つはこの6月の知財政策ビジョンや推進計画2013年の中にも書かれておりますように、日本の知財システム、世界の知財システムを企業のグローバル知財管理戦略に対応したものにしようということが大きく指摘されています。こういった企業の国際的な

知財管理戦略を支える弁理士の人材の研修、育成といった方向で検討する必要があります。もちろんこの点は平成19年の改正で4条の中に外国関連業務としてそれなりにオーソライズされたところではありますけれども、日本企業にとって国内出願が減る中で、むしろ外国出願はどんどん数が増え、アメリカを超えて海外に出願をしている出願人の国籍としては実は日本が一番多くて、アメリカが18万件ぐらい、日本がそれを上回る数を海外に出しているという状況の中で、日本企業にとって海外に出願をし、きちんと権利を取るといことは今まで以上に重要になってきていると思います。それを支える弁理士の研修や資質の向上の在り方について今まで以上にレベルアップするような、スキルアップするような方策を考えていく必要があるのではないかと考えております。

それともう一つは試験制度の問題です。弁理士法それ自体の問題ではないのかもしれませんが、過去数年間、私自身が弁理士試験の、特に特許の試験問題に関与している者の一人として例えば、若干細かい話になってしまうのですが、最終的な面接の段階で落ちる方たちが非常に増えてきています。面接は人間がフェイス・ツー・フェイスでやるものであって、公平性の点をいかに担保するかが極めて重要です。最終的な面接の段階で落ちる人が増えているのはなぜかということを見ると同時に、受験生から見ても公正性、公平性が信頼できるようなシステムに改善していき、そのことによって新しい弁理士になる方たちの資質の向上、それを持った人たちをきちんと選ぶ、そしてその制度に対する信頼感がこれまでどおりに維持されるような仕組みにしていく必要があるだろうと思っています。今後の議論の中でその点について、法律の面で議論をしなければできない改革も幾つかあると思いますので、是非御検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

野坂委員、どうぞ。

○野坂委員 野坂です。よろしく願いいたします。

事務局の説明を伺っておりますと、これまで進めてきた弁理士の改革については量的にも拡大してきたし、質的にも特段大きな問題はないということであれば、改革の方向性としては概ね正しかったのだろうと評価できると思います。ただし、時代の流れというのは弁理士を取り巻く環境以上に世界の流れは速いわけでありまして、時代の変化に対応し切れているかという点ではやはり若干の問題があるのではないかと。その点で幾つ

か申したいと思いますけれども、やはり若手の人材がなかなか弁理士になっていないというデータ、先ほど御紹介がございました。20代が少ないというのは、これはもう少し増えて若い人材がこの弁理士になられて、これから長い間、日本の知財制度をリードしてくれるような若手の人材を迎え入れ、そして育成し、日本を牽引していただく、そういったことをもっとやっていく方向に行くべきであろうと思います。

もう一点は、これまでの改正で業務範囲が拡大したにもかかわらず、余り弁理士の方がこの分野で活躍されていないというのはどういう理由があるのか。何か制度的に問題があるのかどうかしっかり分析しなければいけませんけれども、せっかく活動範囲が広がったところにもっと出て行って活躍できるようなサポートを考えるべきだと思います。

3点目は地域の偏在であります。アベノミクス、今、非常に重要な局面に差し掛かっております。日本経済が再生できるかどうか、これは大企業だけではなく、やはり中小企業、そして地域経済、この中小企業、地域経済が再生できるかどうかアベノミクスの真価、成果の一番のポイントだと思っております。その意味で地域、中小企業が知財分野でそれぞれの強みを生かして成長していくような、そういったものを弁理士として、知財制度としてサポートしていく、より強くサポートしていくようなことが重要だと思います。その点で言いますと、この地域の偏在は余りにも偏り過ぎだと思います。当然東京・首都圏にビジネスのチャンスが広がっているのだと思いますけれども、是非とも地域にも広げていきたい。このデータを見ますと単なる地方が減っているというか、増えていないというだけではなくて、地方の例えば札幌、仙台、福岡、広島、本当に地方の中核であるところの県が余り伸びていないということは憂慮すべきことだと思います。是非ともこういった地域でも弁理士の方が活躍されて、地域経済を活性化して日本経済全体の再生につながっていくような方向性を考えていくべきだと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

では、小島委員、それから城山委員代理。小島委員、どうぞ。

○小島委員 先ほどの古谷会長のお話と視点が同じなものですから少し重複するところがあるかもしれませんが、弁理士法改正は平成12年以降数次にわたり行われてまいりましたわけですが、今回はその法改正の流れとそれから19年法改正の附則第6条、それから衆参の経済産業委員会の附帯決議を踏まえて現状及び将来を見据えたものと理解しております。

5年後の見直しというのはよく考えられた検討方式ではないかと思っております。先ほど高倉委員から、時宜を得た見直しだという御指摘がございましたけれども、まさにそうございまして、5年も経てば社会状況、あるいは経済状況等も種々変化するからでございます。ましてや5、6年前の平成19年当時に既に危惧されていた点、あるいは問題とされていた点等であれば反転する特別な要因がない限り今回改正されてしかるべきと考えております。

また、知財に関する法律は法律の中でも最も改変、改正速度の速い分野でございます。産業に直結する法律でございますので、世の中の動向に直接影響される必然性があるからであると思っております。つまり、弁理士法もまさに同様でございます。弁理士法ないし弁理士制度、世の動きについていけない、あるいは近い将来さえ見据えていないようでは日本の将来はないと考えております。幸いにして、平成14年に知的財産基本法が制定されまして、その第1条に「内外の社会経済情勢の変化に伴い」という文言がございまして、弁理士法におきまして、この流れに沿った文言はないように思っております。むしろ現状を見つめない時代遅れの条項もあるように感じております。本年の4月に自由民主党の知的財産戦略調査会より知的財産を核とした我が国再興に向けた提言がなされ、そしてまた知財戦略本部のビジョンも示されました。次いで閣議決定が2度ほどなされて、先ほども言及いただきましたけれども、その中でグローバル知財システムの構築、あるいはまた中小ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援、それから日本再興戦略、国際展開戦略等が宣言されているわけでございます。これらの国を挙げての戦略をしっかりと見据えて対処すべきではないかと思っている次第でございます。そのために、我が国弁理士による内外国における活動を十分に支援できる制度を構築して、ひいては知財制度の利用者に寄与しつつ経済力を高めて、そして我が国の国力をも高めることが喫緊の課題ではないかと考えております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございました。

城山さん、どうぞ。

○城山氏（市毛委員代理） 先ほど参考資料で御紹介いただいた衆議院附帯決議、それから参議院の附帯決議でもありましたように、やはり依頼者のニーズを把握されるというのは非常に重要だと思います。恐らく、先ほど御紹介いただいたこれまでの弁理士法の改正も、当然依頼者のニーズを把握された上でなされてきたと思います。ただ、先ほど

野坂委員のお話でもありましたように、資料2の4ページで概略紹介されているところによると、業務を依頼したユーザーの評価、活動実績について、外国出願関連業務については豊富にあるのだけれども、その他の拡大した業務についてはわずかな活動実績しかないということが報告されております。実際に資料、アンケート結果を細かく見ても、それはそのとおりだと思います。ここは、過去も振り返って、ユーザーのニーズの把握というものがきちんとなされていたのかということを検証することも重要だろうと思います。やはり、ユーザーのニーズというのは、アンケートが来て、こういうときにこういう選択肢があったほうがいいと思いますか、あるいはこういう相談ができたほうがいいと思いますかというときに答える場合と、実際に自分の企業の命運がかかっているような問題が起きて、お金と時間と資本を投入して問題の解決を図ってこうというときとで、違うと思います。そのため、まずアンケート結果でも、そもそもユーザーのニーズというものがきちんとしているか、というのを把握していただくのも重要ですし、さらには、そのアンケートというもので本当にユーザーのニーズというものをきちんと反映できているのかということも考えていただけたらと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 DICの河野でございます。

さきほど最後のほうで御説明頂きました参考資料3、知的財産政策ビジョンと知的財産推進計画2013の内容は、まさに企業の立場である私としましても同感であります。

そこで挙げられているように、アジア新興国が市場としての重要性がますます高まっており、企業OBや弁理士等の知財人材を活用して知財権に基づくエンフォースメントなどの支援体制の強化を図ることは、今の日本にとって最も重要なことですが、一方で、今の弁理士制度とか弁理士の実態はというと、はっきり言ってこの方向性とは大きな乖離があると思っております。

アジア新興国をはじめとするグローバル知財活動というターゲットは明確ですが、そのためにあるべき知財人材、弁理士の姿と、現状の弁理士の仕事や素養とでは、非常に大きい乖離があると感じています。

今回の弁理士制度見直しに関しては、この乖離を比較的短い期間で埋めるように、あるべき弁理士に近づけるような制度にしていくということも、重要な視点の1つにすべきであると思っております。

例えば、現状を見てみますと、日本特許出願件数が減少している一方で、外国への特許出願は強化される傾向にあります。実際に多くの日本企業はグローバル、特に ASEAN 地域などにどんどん進出しており、そこでの事業成功が企業の存続の死活問題になっています。そして、使われる特許、すなわち企業の事業のために、究極的には人々のために使われる特許はというと、日本から海外に急速にシフトしていているのが現状です。特許を使うというのは、特許を実施したりライセンスしたりすることと、特許の権利行使を行うことの両方の意味です。

実際に活用する権利というと海外なので、外国の弁理士や弁護士が日本企業の代理人となるわけですが、その中で日本の弁理士が、中核的な存在となって活躍してもらえると、まずは言葉の問題があり、外国代理人と日本のユーザーとの間に立ってコンサルティングを行い、外国代理人をコントロールし、いかに機能させるかが重要であり、その意味で日本企業や外国代理人とのコミュニケーションは絶対的なものです。

そして現地の知財制度、法律や知財をとりまくさまざまな実態的知識が極めて重要ですが、実際、社外のいろんな弁理士と話をしましても、圧倒的に知識が少なく、また外国語能力等も不足していると感じることが多いです。

例えば、大きな特許事務所ですと、弁理士ではない外国技術担当の方に優秀な方がいて、うまく外国代理人とのコミュニケーションをとり、外国の法制度もよく知っているという場合もありますが、それでは弁理士は蚊帳の外の人になってしまいます。弁理士がこれからのグローバル知財の中核的存在を目指すことと、大きな乖離があります。

それから、絶対的に外国での経験が少ない、各国での無効審判、米国の再審査請求、IPR 手続とか、あるいはヨーロッパでの異議申立などを経験したことがない人が殆どです。

例えば、アジアや欧州での口頭審理では、半日～丸一日かけて実質的な攻防があり、この出来不出来が勝敗に直結しており、これには代理人の能力と事前打ち合わせが大きく影響しますが、これは書面で殆どすべてが決まる日本の制度とは全く異なります。実際に経験し肌で感じることや知識が重要ですが、現実には 90 何%の弁理士が経験ないので、日本の依頼人に対してちゃんとしたコンサルティングができない、外国代理人との連携力に欠ける、さらには、私どものような依頼人の方が経験があるので、逆にこちらから日本弁理士に教えなければならない、というのが現状です。

実際の経験と言うと難しいものがあると思いますが、例えば事後研修を工夫し、模擬

裁判などで、実際に戦って臨場感のある中での体験をするというようなことは一つの解決手段になるかもしれません。このままでは、グローバル時代に日本の多くの弁理士が、本当に蚊帳の外の存在になってしまいかねませんが、専権業務など規制を強化するのは本末転倒で、真に信頼されるような存在になれるような制度、環境作りを目指すべきと考えます。このような現状を弁理士制度見直しの際の考慮事項の一つとしてもらいたい、また考えなければいけないと強く感じています。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

長澤委員、どうぞ。

○長澤委員 大企業の視点から、先ほどから話題に出ているような弁理士の能力などについて若干コメントさせていただきます。

まず弁理士の数が10年前に比べて倍になり、弊社にも社内弁理士が今は30人以上おりました、会社としては非常にありがたいと思っております。弁理士とそれ以外の人とを比較してみますと、知識的には十分な差があると理解しています。あの難関の試験を通ってくるわけですから、少なくとも知識の面ではある程度の差があります。ところが、やはり実務経験ということになりますと、先ほど河野委員がおっしゃったようなばらつきが見られる。では弁理士の質が上がったか、下がったかと私が聞かれると、トータルで見ると余り変わっていないと感じています。一方では、非常に素晴らしい能力を発揮されている弁理士さんがいらっしゃいます。これは訴訟を実際に体験して、我々は血眼でやりますから必死になって弁理士の方々と議論をする。そういった弁理士さんは成長されて非常に優秀で、アメリカのこともよく分かっています。また、会社のこともよく分かっています。一方では、自己研鑽もされていなくて、そういう訴訟経験もなく、なかなか会社にも来られず話をする機会も少ないというような弁理士さんには、なかなかそういう会社の命運をかけるような仕事は頼めないという状態で、少しばらつきが出ている感じがします。

試験制度や研修制度について、我々も社内ですべてどうしていくべきかという議論を社内の弁理士さんを集めてやりました。いろいろな意見があって、改善の余地は幾つかあると思うのですが、これで根本的に質が上がるとか改善するのは難しいと思います。やはり弁理士さんの得意な分野というのはいろいろあり、経営的な視点、それから法的な知識、外国実務が得意な弁理士さん、契約業務が得意な弁理士さん、それから技術知識が豊富

な弁理士さん等がおられ、我々はそれをやはり見極めてちゃんと淘汰しながら仕事を依頼しなければいけないと感じております。つまり、「どんどん実務経験をさせていこう」ということで、これが弁理士のレベルアップにつながっていくのだらうと思います。極端に言うと、少し依頼の値段に差をつけて競争を促すようなこともしております、弊社が依頼している社外の弁理士さんのうち3分の1の方には一応マイスターのような制度をつくって何割か時給を上げるようなこともやっています。

ただ、野坂委員がおっしゃった若い世代の弁理士をどう増やして教育していくべきかについては、重要であると思います。特に、やはり若い人は最新の技術を分かっていますから、これを何とか活かして弁理士さんとしての総合力をつけさせたいと思っています。

もう一つ最後は、中小企業についてどうかという、私がキヤノンのヨーロッパの知財統括部門の部門長になったときには、たった3、4人でヨーロッパ全部を見ていたわけで、このときには何が起こるか、何が飛んでくるかわからないわけです。そうすると、やはり経営視点があり、また弁理士さんとしての総合力、つまりいろいろなことを知っている、特許だけではなく、著作権もマスクワークの権利も何でも知っていて、何が起こっても動じることなく交渉もできて、契約まで持っていける能力が必要となります。これらを研修で習得するのは非常に難しいのですが、今、依頼している弁理士さんの中でもそういう能力を持っている方というのは頭の中に何人か浮かびます。そういう方がやはりコンサルタントとして中小企業の支援に役に立つのではないかと思います。そのような弁理士さんを育成するために必要な研修を考えるべきです。例えば、キヤノンで受け入れて欲しいと言われれば、喜んで受け入れたいと思っております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

南委員、どうぞ。

○南委員 今回、初回ということで少し大きな視点でまず述べさせていただきたいと思うのですが、今回の見直しについては19年法改正から5年ということで見直しのタイミングということだと思いますけれども、当然ながらそうすると19年の改正から現在までのいろいろな弁理士を取り巻く状況がどう変わってきたか。それに対応し切れていないところがあるのかなのかということをしちっと分析をする必要があると思うのですが、また今回、仮に見直しをしたとして、今後、5年もつ制度というか、5年

先を見据えて今後、知財を取り巻く状況がどう変わっていくのかということもきちんと見ながら改正をしていかないといけないと考えています。先ほど高倉委員からも御紹介がありましたけれども、今後、我が国が国際競争の中で勝ち抜くためにはやはりグローバルな産業活動というものが重要で、既に先ほど触れられたように日本は世界で一番海外に出願をしている国です。ただ、これをミクロで見ると、確かに海外への出願件数は世界一なのですけれども、まだまだ例えばインドとかブラジルとか、さらにアフリカとかというのはむしろまだそれでも欧米の企業のほうが多くの出願をしていて日本は出遅れている。今後、そういったところにどんどんこれから出願していかなければいけない。当然、そうするとそれを支援するための弁理士の育成といいますか、そういった勉強も今後必要だろうというようなことも今後見据えると出てくるかと思えます。

もう少しミクロで過去の5年間について幾つか統計を拝見させていただきましたけれども、弁理士の所属する事務所の人数について先ほど少し触れられまして、大規模な事務所が増えてきている。ここについてももう少しミクロにというか、深く分析をする必要があるのではないかと考えています。現在、弁理士の業界で見ると結構二極化が進んでいるように聞いています。やはり大事務所に依頼が集中しているのではないかとこのように思うのですけれども、これはいろいろな委員がこれまで述べられたようにいろいろな知見がそこに集約されているので、出願人というか、クライアントからすると当然そういったところでどんな局面でも対応できるようなところが安心だということで、そういったところでどうしても依頼が集まっていくのではないかと。弁理士の方もだんだんそういう集約化の方向に進んでいるのではないかとこのような気がしまして、この辺、もう少し分析をして、例えば集約化に何か障害があるのか、ないのかというようなことも分析をする必要があるのではないかと考えています。

それから、先ほど野坂委員が地方の弁理士の点をおっしゃいましたけれども、果たして地方にただ弁理士がいればいいのかと。むしろ地方の出願人も、より良い弁理士のサービスへのアクセスをしやすいというほうが重要で、場合によっては一人事務所とかそういう小さい事務所が地方にあることではなくて、それこそ大都市の大規模な事務所に簡単にアクセスできるとか、むしろそういったことのほうが重要ではないか。ただ、日本全国どこでも弁理士がいますというのではなくて、もう少しサービスの中身といいますか、ユーザーが受けられるサービスを向上させるという視点で、その辺をもう一回考えたほうがいいのかというような気がします。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

では、飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 私は大学の中で知的財産の保護・活用を担っている部門ということで、ユーザー、現場の立場からコメント申し上げたいと思います。

我が国の産業の復興のために産学連携の重要性ということはかなり語られておりますが、そういった観点で、大学の知恵をいかに活用するのかというところで2004年以降、国立大学が法人化した後に知的財産本部というものが各大学にできてまいりました。その点で体制や制度が各大学で特許庁の支援制度などがあって整備されたのですが、実際に弁理士さんを使うという観点ではかなり難儀しております。それはなぜかという、大学で行われる研究というものは非常に先端的であるということで、特に医療分野においてはiPSの山中先生の御研究であるとか、再生医療を含めて非常に先端的すぎまして、その分野を専門とする弁理士の先生がまだなかなか少ないということがまず問題として1点ある。さらに、大学においては中小企業と違って実際に自分たちで実施をしない、ビジネスをしないといったところもありますので、そこをどのように知財をつくっていくのかというところで非常に弁理士さんとの連携ができておりません。

そういった観点で、やはり専門分野をもう少し醸成するような弁理士の研修制度というものをもっと活性化する必要があるのではないかとということと、先ほど南委員がおっしゃっていたようにアクセスのしやすさというところで、大学の分野に対応可能な弁理士の先生がどこにいるのかということも今、非常に難しいところがあるので、そのアクセスのしやすさということも今回の制度の見直しのところで御検討いただきたいとユーザーの立場から願っております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

八木委員、どうぞ。

○八木委員 普段、訴訟の場から感じていることで申し上げますと、弁理士さんの質によって結論を左右しかねないことも少なからず見受けられるところでした、そういう意味で弁理士の質の向上、研修制度というのは非常に重要なのではないかと考えております。今回頂いた資料でも弁理士さんの数は非常に増えたということで、大きな事務所も増えているということですが、その一方で一人の事務所というのも非常に増えている

わけで、そうすると一人で仕事をなさっている中で、どうやって研鑽を深めていくのか、その実態がどういう状況なのかとか、そういう方でもいろいろ経験を重ねることができるようにするためにはどのような方法があるか、そういうことについても検討していったらいいのではないかと思います。

以上です。

○相澤委員長 どうもありがとうございました。

いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

・今後のスケジュールについて

○相澤委員長 それでは、続きまして今後のスケジュール案について、事務局から御説明いたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、今後のスケジュールについての案ということで資料4を御覧いただければと思います。

本日、第1回を8月26日に開催させていただきました。次回、第2回は9月19日、14時30分開会を予定してございます。多くの方々ができるだけ御出席いただけるようにということで日程を調整させていただきましたが、必ずしも完全でない点は御容赦いただければと思います。次回につきましては弁理士制度に関する各団体等からの意見ということでユーザーの方、また弁理士会から総論的に御意見を陳述していただいて、それをめぐって御議論するというを中心に据えたいと考えてございます。

本日の議論、また次回のこのようなヒアリングセッションを踏まえて総論2回を行いまして、10月中旬の第3回目でそこまでの議論を整理いたしまして、特にどこにポイントを絞って、あるいはどういった視点から議論するのかといった総論整理を冒頭、事務局案を御紹介させていただきます、それに基づいて議論し、第3回と第4回、10月中旬と11月中旬で各論について精力的に御議論いただこうと考えてございます。ここの各論での議論は本日及び第2回での議論を踏まえてどのような組み立てにするかといったことをまた御相談させていただこうと考えてございます。

それらを踏まえまして、足早ではございますけれども、第5回、12月を目指しておりますが、そこでそこまでの議論を一旦中間取りまとめという形で議論をさせていただき

ればと思っております。そのまともり具合でございますけれども、その中でもし即法改正につながるといったものをまとめることができているならば、次期通常国会の法改正に反映させていくということでございます。また、それ以外にも論点が残る可能性もございますし、また中間取りまとめ自体でそこまで結晶化しないこともあり得ますので、いずれにしましても第6回以降ということセッションとして書かせていただいている次第でございます。

皆様、大変お忙しい委員の方々ばかりですので、一堂に会していただく日程を調整するとこのような月に1回ぐらいのペースかと考えてございますけれども、それ以外につきましても私ども個別に委員の方々に御発言の真意をお伺いしたり、いろいろなコミュニケーションをとらせていただいて、皆様の意見をできるだけこうしたまとめに反映していくようにしていきたいと思っておりますので、個別にお伺いしたりすることもあります。御了承いただきたいと思っております。また、積極的にこの会ではこういった点が言い足りなかったといったような話も逐次承りたいと思っておりますので、私ども事務局のほうにお寄せいただければと考えてございます。

以上が今後のスケジュールについての案としての御紹介でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局の説明につきまして、何かございましたら御自由に御意見をお願いしたいと思います。ただ今のスケジュール感ということでよろしゅうございましょうか。

具体的なことについては若干またその時々で事務局が説明するというところでお願いしたいと思います。

それでは、本日は第1回目の委員会ということでございまして、まだ御発言いただけていない委員の方から、弁理士制度について日頃感じておられることでも結構でございますし、差し支えなければ一言頂ければと思っております。蘆立委員、いかがでございましょう。

○蘆立委員 弁理士試験に協力させていただいている関係から申し上げますと、先ほど高倉委員がおっしゃったように、弁理士の方のニーズが多様化している中で、弁理士試験制度がどうあるべきかというのが1つの検討事項になるかとは思っておりますけれども、本日御説明いただいた内容や、あるいは委員の先生方からの御意見を伺っていると、要求される能力というのが非常に多様化しているのではないかとということが窺えますので、

そもそも入り口としての資格試験としてどの能力をまずは担保すべきなのかという観点から、必要な能力をどこで確保していくかという形での検討も必要という感じがいたしました。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

櫻井委員、いかがでございましょう。

○櫻井委員 中小企業は非常に多くの企業数があって多種にわたっておりますけれども、やはり大企業とは違いまして弁理士さんを見つけるということ自体が難しく、その辺のところですごくオープンにされていないということで、私の会社でも弁理士さんが、5、6回程度替わったりしております。中小企業にとりましては知的財産を取得する、又は訴訟されるということに対しても力量としてはすごく重いものがあります。そういったところをただ出せばいい、取ればいいという質的なところを抜いてしまった結果、私たちの会社も苦杯をなめたことがあるものですから、そういうところも弁理士さんの制度をより分かりやすく改革していただき、また能力も高くしていただければ私たちはすごくありがたいと思います。それを願いたいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

若干時間はございますが、何かございましょうか、よろしゅうございますか。それでは、本日の議事はこれぐらいということにしたいと思います。

閉会に当たりまして、本日の議論を踏まえまして、野間口分科会長から一言頂ければと思います。

○野間口分科会長 弁理士制度、どなたかの御指摘にもありましたが、これまで量、質ともに改善され、充実してきたと私自身も感じています。しかしながら、この厳しくなるグローバル競争の中で、本当に知的財産というのは競争を支える知的インフラとしての役割をますます増してきていると思いますが、その担い手である弁理士の皆様がより活躍しやすいように、あるいは活躍してもらえるように、次の見直しへ向かって取り組んでいくという皆様方の強い思いが感じられました。是非、この会合を重ねていただき、より良い制度になるように期待しています。

私の勝手に、脱線でございますが、この士資格に関して技術士というのがあります。技術士制度も今見直しの議論がスタートしています。いかなる能力を備えていただくか、それから継続的に研鑽を積んでいただくかというのを熱心に、これは文科省の所管です

が、議論しているところです。先ほど高倉委員から面接のお話が出ましたが、技術士の試験でも、単なる知識の試験だけでは十分判定できないということで、面接を重要視しようとしています。その総合判断は単なる知識だけではなく、倫理性とかそういうものが重要になっている現代にあって、重要性が増しているという話で、面接の時間をきっちり取ろうとしています。しかしながら、チャレンジしてくる受験者の数が膨大で、面接時間の確保に大変苦労しています。試験選抜制度の持続性が危ぶまれるぐらいだと言って、いかに合理化しようかということで今悩んでいるところです。そういった点で何かありましたら聞かせていただけたらと思った次第です。非常に両方、時代の要請に応えていこうという観点では類似しているところがあると思いますので、そちらの情報もまたできるだけ先生方とか事務局の方に入れたいと思います。

少し脱線しましたが、本日は大変有益な御議論をしていただいたと思ひまして、第2回、第3回へ向けてますます期待を高めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

本日は本当に御苦労さまでした。

○相澤委員長 ありがとうございます。

最後に次回のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 次回、第2回の弁理士制度小委員会は9月19日木曜日、14時30分から開催する予定でございます。会場は本日と同じこの特許庁16階の会議室を予定してございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第1回弁理士制度小委員会を閉会いたします。

本日は長時間、ありがとうございます。

○事務局 どうもありがとうございました。

・ 閉 会

以上

<この記事に関する問い合わせ先>

特許庁総務部秘書課弁理士室

TEL : 03-3581-1101 内線 2111

FAX : 03-3592-5222

E-mail : [お問い合わせフォーム](#)